

令和元年第3回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 木戸 喜美男

副委員長 藤原 浩平

1 開催日 令和元年9月11日（水曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- 議案第127号 青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の制定について
- 議案第128号 青森市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第131号 青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第135号 契約の締結について（青森市役所旧庁舎解体工事）
- 議案第138号 青森市土地開発公社の解散について
- 請願第5号 国民健康保険税の子どもに係る均等割額減免制度の創設
を求める請願

○出席委員

委員長	木戸喜美男	委員	渡部伸広
副委員長	藤原浩平	委員	大矢保
委員	赤平勇人	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	渋谷勲
委員	長谷川章悦		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷潤治	総務部参事	小野正貴
総務部理事	山谷直大	危機管理監	牧野豊
総務部理事	吉本雅治	総務部参事	大久保文人
企画部長	小川徳久	総務部参事	三上智幸
企画部理事	横内修	企画部参事	石岡尊広
企画部理事	加藤文男	税務部次長	工藤哲也
税務部長	相馬政人	税務部参事	兼平一成
浪岡事務所副所長	三浦大延	浪岡事務所次長	小笠原聡公
会計管理者	鈴木裕司	企画調整課長	館山公
選挙管理委員会事務局長	貝森敦子	関係課長等	
監査委員事務局長	舘田一弥		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	高木涉	議事調査課主事	北山賢臣
---------	-----	---------	------

○木戸喜美男委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 5 件及び請願 1 件の計 6 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 127 号「青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 127 号「青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、御説明申し上げます。

配付の資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、「1 概要」にありますとおり、本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されますことから、会計年度任用職員の給与、費用弁償等について定めるとともに、所要の整備をするため、関係条例の制定及び改正を行おうとするものであります。

条例の内容であります。会計年度任用職員には、原則として現行の条例が適用されることとなりますが、本条例の本則では、中でも現行条例では規定されていない会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めようとするものであります。その他、附則のほうで所要の関係条例の改正等を行うものであります。順番に本則から説明させていただきたいと思います。

新規の条例でありますので、1 条ずつ順に御説明させていただきますが、資料のほうでは、条例の条項とその内容という形で書いておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、第 1 条であります。会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるといふ本条例の目的を記載しているものであります。

続きまして、第 2 条につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の給与の種類を定めているもので、給与の種類といたしまして、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当としているところであります。

次のページの第 3 条であります。こちらはパートタイムの会計年度任用職員の給与の種類を定めようとするものであります。

給与の種類といたしましては、報酬及び期末手当となります。なお、この報酬には、第 2 項のほうで、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、いわゆるフルタイムの手当等に相当する額を含むこととしているものであります。

第 4 条であります。給料・報酬の額について定めようとするものであります。

フルタイムの会計年度任用職員の給料については、月額とし、また、パートタイムの会計年度任用職員の報酬については、月額、日額または時間額とすることとしております。この額を定めるに当たりましては、一般職の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性、さらにはパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日数及び勤務時間数を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定めることとしているものであります。

続きまして、第5条、手当等の額について定めようとするものであります。が、手当等の額につきまして、一般職の常勤の職員との権衡などを考慮し、定めることとしているものでございます。

続いて、次のページですが、第6条であります。給料及び報酬の支給方法について定めようとするものであります。

フルタイムの会計年度任用職員については、青森市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるものとして、当月払い、毎月21日としております。また、パートタイム会計年度任用職員につきましては、翌月払いということで、毎月21日となるものであります。

次に、第7条であります。パートタイム会計年度任用職員に対する費用弁償について定めようとするものであります。

通勤に係る費用弁償の額は、一般職の常勤の職員との権衡などを考慮し、定めることとしております。また、職務のための旅行に係る費用弁償の額については、これもまた一般職の常勤の職員の旅費支給の例によることとしております。

続きまして、第8条であります。単純労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類を定めようとするものであります。給与の種類につきましては、フルタイム同様、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等々、期末手当としております。給与の額につきましては、常勤の単純労務職員との権衡などを考慮し、定めることとしているものであります。

続きまして、第9条であります。委任規定でありまして、本条例の施行に関し必要な事項は任命権者が規則、規程等で別に定めることとしているものであります。

続いて、附則の関係であります。

本条例の附則では、会計年度任用職員制度の創設による所要の整備をするため、関係条例の改正を行おうとするものであります。会計年度任用職員は、正職員と同様の取り扱いとするものであります。が、パートタイム会計年度任用職員など一部適用除外となるものがありますことから、附則において所要の整備をしようとするものであります。

附則の第1条は、施行期日でありますので、附則第2条からの解説になっております。それぞれ条例ごとに改正概要を最初に記載し、新旧対照表を記

載しております。

まず、附則第2条で行いました改正ですが、青森市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、フルタイムの会計年度任用職員について、人事行政の運営等の状況の報告を毎年しているんですけども、その報告対象となる旨、規定しているものであります。

次に、②であります。附則第3条で行いました青森市職員定数条例の一部改正です。会計年度任用職員については職員定数には含まないこととする旨を規定しようとするものであります。

続きまして、次のページの附則第4条関係で行いました青森市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてです。

休職の期間について、常勤職員は3年を限度とするものであります。会計年度任用職員の休職の期間は、その任用期間の範囲内とすることとし、これに係る読みかえ規定を設けようとするものであります。

次に、6ページから9ページまでのちょっと長いところですけども、④、附則第5条第1号で行いました外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正、それと、7ページでは⑤、附則第5条第2号で行いました公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。これらは、地方公務員法の一部改正に伴いまして、それぞれの条例で引用する同法の条項を整理するものであります。第22条第1項を第22条に改める等の改正であります。

資料の9ページのほうに進んでいただきたいと思います。

資料の9ページ、⑥でございます。附則第6条で行いました青森市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正についてです。

パートタイムの会計年度任用職員に対して減給処分を行う場合に、報酬の月額相当額を減額する旨を規定しようとするものであります。

次に、資料10ページをごらんいただきたいと思います。

⑦であります。附則第7条で行いました青森市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

育児休業中の職員の勤勉手当の支給なんです。会計年度任用職員は勤勉手当の支給対象となっていないことから、この支給対象から除く、また、会計年度任用職員については、育児休業をした場合の職務復帰後における号給の調整――通常の職員であれば、号給調整をするんですけども、この号給の調整の対象となっていないことから、会計年度任用職員を除くことについて定めようとするものであります。

資料11ページをごらんいただきたいと思います。

⑧になります。附則第8条で行いました青森市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

会計年度任用職員の給与につきましては、今、提案しております青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の本則のほうで規定いたしますので、当該給与条例の対象から除きますとともに、臨時的任用職員の給与について、改めてその給与の種類及び支給方法等について規定しようとするものであります。

次に、資料 12 ページをごらんいただきたいと思います。

⑨、附則第 9 条で行いました単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてです。

会計年度任用職員の給与につきましては、同じくこの条例で規定いたしますので、当該単純労務職員の給与条例の対象から除きますとともに、単純労務の臨時的任用職員の給与について規定しようとするものであります。

資料 13 ページをごらんいただきたいと思います。

⑩であります。附則第 10 条で行います青森市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。

パートタイム会計年度任用職員については、退職手当の支給対象となっておりませんことから、支給対象職員から除きますとともに、フルタイム会計年度任用職員が 6 月を超えて勤務した場合は、当該退職手当条例に規定する職員とみなし、退職手当を支給することについて規定しているものであります。

続いて、資料の 14 ページから 17 ページにかけてであります。まず、⑪のほうで御説明しております附則第 11 条で行いました青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正であります。

資料 6 ページから 9 ページまでの④及び⑤で御説明した地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の整理と同様に規定の整理を行いますとともに、企業職員であるところの会計年度任用職員の給与についても規定しようとするものでありまして、給与の種類は、他の会計年度任用職員と同じく給料、初任給調整手当等々の手当、さらに期末手当としております。また、給料については、企業職員で常時勤務する職員との権衡などを考慮し、管理者が定めるということにしております。これは、市長事務部局ではなくて、企業職員版の給与等について規定し直すものであります。

資料の 17 ページをごらんいただきたいと思います。

最後に、附則第 1 条なんですけれども、施行期日についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日と同様、令和 2 年 4 月 1 日を予定しているものであります。

以上、議案第 127 号「青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 一般質問のおさら的な質疑になると思うんですけれども、例えば、いわゆるできる規定の中で、パートタイムに費用弁償を出すとか、フルタイムに期末手当が出るとかという話が今あったと思うんですけれども、費用が今よりもかさむということが予想されるんですけれども、国からの財源の見通しというものはどうなんでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 財源の見通しということでのお話がありました。

一般質問でもお答えいたしました、いわゆる地方6団体のほうからもいろいろと要望活動をしておりまして、その財源措置についてお願いしているところであります。先般、総務省のほうから出た報道資料では、会計年度任用職員制度施行に伴い、必要となる歳出については、予算編成で必要な検討を行うとされておりますので、国の当初予算編成の中で明らかになってくると考えております。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 そうなると、今この瞬間では国から財源がおりてくるという担保というか、そういうものはないと思うんですけれども、それが国からおりてこなかった場合は、どういうふうに考えているのですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 仮定の話はお答えしづらいんですけれども、これから給与の額とか、そういう詳細については他の自治体の情報等を収集しながら決めていくことになるんですけれども――あれ、何でしたっけ。

〔赤平勇人委員「もし国からお金がおおりてこなかったら」と呼ぶ〕

○能代谷潤治総務部長 済みません。おりてこなかったらというお話ではなくて、そういうことで、額等についてはこれから決まっていくということでもあります。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それから、私はやっぱりこれは一般質問でも言ったように、非正規職員の固定化につながると思うんですけれども、逆に、今後正職員をふやしていくという考えは、市はどのように思っているんでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 これもまた一般質問でもお答えいたしましたけれども、正職員につきましては、きちんと定員管理計画のもとに、職員定数をやっておりますし、毎年毎年、各課のヒアリング等を行いながら、いわゆる適正な職員数を確保しつつやっていくと。いみじくも、赤平委員のほうから一般質問で基本は正職員ですよというお話がありましたので、その考えでやっ

ていくということでもあります。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 でも、結果として数字としては、毎年毎年、正規職員はどんどん減っていく一方で、全国的にもそうだし、本市でもそうだと思うんですけども、非正規職員がどんどんふえていって、今度はその非正規職員を固定化してしまおう、制度化してしまおうということにつながって行って、やがては制度として成り立っているから、どんどん膨れてふやしていこうというふうにもつながって行きかねないものだと思います。

やっぱり正規職員をどうやってふやしていくのかということをも根本的に考えていくべきだと思うし、この会計年度任用職員制度は結局、国からお金がおとりてくるかどうかかわからない、そしてその金額によって、待遇、具体的な金額がどういうふうになっていくかもわからないという状況で賛成はしかねるということ述べて終わります。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 ちょっと聞きますけれども、給与及び報酬の支払方法で、パートタイムは翌月の21日になっているんですけれども、例えば来年の4月から始まったとすると、4月丸々働いても5月21日でないともらえないということになるんですね。ちょっとぐあいが悪いのではないか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 現在の臨時職員についても、10日締めめの21日払いということによってやっております。4月1日から始まりますと、4月については10日分だけが21日に出るという形になるんです。

それが今度は藤原委員のほうから御指摘ありましたけれども、まるっとひと月おくれることになるんですけれども、制度としてそういう制度になっているところでもあります。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 あと何ともどうにもならないわけですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 そういう制度として御提案させていただいているところでもあります。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔(「なし」と呼ぶ者あり)〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第127号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 127 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 128 号「青森市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第 128 号「青森市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、御説明申し上げます。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

本条例は、「1 概要」にありますとおり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布されて、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法等において、職員になれないこととする規定、いわゆる欠格条項から、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした場合が削除されることとなりました。

この法改正に伴いまして、地方公務員法の欠格条項を引用する規定のある条例について改正をしようとするものであります。

「2 改正対象条例」であります。資料 2 に記載のとおり、青森市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を含めて全部で 5 本の条例について、改正しようとするものであります。

「3 主な改正内容」であります。成年被後見人または被保佐人を理由に職員になれないこととする規定であります。地方公務員法第 16 条第 1 号を引用する部分を削除いたしますほか、条例において引用しております地方公務員法の条項にずれが生じたことに伴う所要の改正や、改元に伴う必要な改正をあわせて行うものであります。一部例を資料 1 のほうに記載させていただいております。

施行期日については、地方公務員法の改正日でありますところの令和元年 12 月 14 日を予定しているところであります。

資料 2 以降について、新旧対照表がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

1 ページですが、第 1 条で改正する青森市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例であります。2 ページ及び 3 ページは、第 2 条で改正します青森市職員の給与に関する条例、4 ページにつきましては、第 3 条で改正いたします青森市職員の退職手当に関する条例、5 ページは、第 4 条で改正いたします青森市職員等の旅費に関する条例、6 ページは、第 5 条で改正いた

します青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の新旧対照表でありますけれども、それぞれ先ほど御説明いたしましたとおり、条例において引用する欠格条項に係る規定等について、所要の整理をするものであります。

以上、議案第 128 号「青森市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 基本的にこの条例提案には賛成なんですけれども、もしわかれば教えてほしいんですけれども、成年被後見人は市内にどれくらいいるのかわかりますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 済みません、数は把握しておりません。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 わかりました。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 128 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 131 号「青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 131 号「青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、お手元の資料に沿って御説明いたします。

条例改正の概要ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴いまして、条例における同法及び政令の引用条項にずれが生じたことから、所要の改正をするものであります。

本市におきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、青森市災害弔慰金の支給等に関する条例を制定し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する生活再建のための災害援護資金の貸し付け等について定めているところでありますが、このたび災害弔慰金の支給等に関する法律が一部

改正されたところであります。

その法改正の内容は、資料の 2 ページ目ではありますが、災害援護資金に係る償還金の支払猶予の明確化、償還免除の明確化、さらに支払猶予、償還免除を判断するための報告を求めることができる規定の新設などではありますが、これにより法の中で条項の移動や条文の新設が行われた結果、本市の条例における法及び政令の引用条項にずれが生じたものであります。

そこで、法及び政令の条項を引用している条例第 15 条第 3 項の規定について、資料に記載のとおり、条ずれを整理するための所要の改正をしようとするものであります。なお、施行については公布日からの施行としております。

資料の 3 枚目に新旧対照表を添付しております。このたび改正となる条文は、条例第 15 条第 3 項のみであり、ただいま資料 2 ページ目で御説明した内容と同じものであります。

以上、議案第 131 号「青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 131 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 135 号「契約の締結について（青森市役所旧庁舎解体工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第 135 号「契約の締結について（青森市役所旧庁舎解体工事）」について、御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。工事概要については、市役所旧庁舎及び急病センターの解体など解体工一式でありまして、既存の第 1 庁舎棟、鉄筋コンクリート造、地下 1 階・地上 4 階建て、延べ床面積 4822.25 平方メートル及び第 2 庁舎棟、鉄筋コンクリート造、地下 1 階・地上 4 階建て、延べ床面積 7190.92 平方メートル並びに急病センター、鉄骨造、地上 3 階建て、延べ床面積 644.41 平方メートルなどの解体撤去を行

うものであります。工期につきましては、令和2年6月30日までとなっております。

入札結果につきましては、去る7月24日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、成俊工業株式会社と2億2818万4000円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第135号「契約の締結について（青森市役所旧庁舎解体工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第135号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号「青森市土地開発公社の解散について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第138号「青森市土地開発公社の解散について」、御説明申し上げます。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

本市におきましては、青森市土地開発公社によります公共用地の先行取得事業による用地が清算されましたことから、当該公社を解散することとし、本定例会へ関連議案を提出しているものであります。

青森市土地開発公社につきましては、資料の概要に記載しておりますとおり、高度経済成長期において民間による土地開発が積極的に行われる中、市にかわって公共用地等を速やかに先行取得することを目的とし、昭和43年に土地開発公社の前身となります財団法人青森市開発公社が設立され、さらに、公有地の拡大の推進に関する法律が制定されたのを受けまして、昭和48年4月17日、組織変更により、現在の青森市土地開発公社が設置されたところであります。

以後、約50年にわたり、小・中学校、市営住宅、公園、道路の整備など、公共事業の推進と本市の市政発展に大きな役割を果たしてきたところであり

ます。

青森市土地開発公社が保有する財産の状況であります。土地につきましては平成 31 年度公社保有地増減表、資料の下段のほうにありますとおり、青森操車場跡地用地 8 万 3506.75 平方メートル、小牧野遺跡用地 5372.82 平方メートルを今年度におきまして、青森市へ売却したことをもって、全て清算したところであります。

また、次のページになりますが、平成 31 年度におけます青森市土地開発公社の決算見込みでありますけれども、収入が、土地売却による事業収益、土地貸し付けによる事業外収益、金融機関及び青森市からの借入金、前年度繰越金の合計額 72 億 5510 万 9000 円となっており、支出が、販売費及び一般管理費、借入金に対する支払利息などの公有地取得事業費、金融機関等への元金分の借入金償還金の合計額 71 億 141 万 5000 円となっており、収支差引が 1 億 5369 万 4000 円となる見込みとなっております。

残余財産につきましては、保有土地はありませんが、現金・預金につきましては、最終的な決算額に基づく収支差引の残額を青森市へ引き継いでまいります。

資料の「3 公社財産処分・解散手続」であります。去る 8 月 16 日に公社理事会を開催し、青森市土地開発公社の解散について御審議いただいたところ、出席全理事より同意をいただいたところであります。また同日、青森市議会各常任委員会の委員長及び副委員長で構成しております公社顧問会議も開催させていただきましたが、公社理事会でお諮りいたしました公社解散について報告をさせていただいたところであります。

今後につきましては、本定例会において公社解散に係る関連議案の御議決をいただいた際には、青森県知事に対し公社解散の認可申請、その後 2 カ月間の債権整理期間を経まして、年度内に清算を結了させてまいりたいと考えております。また、青森市土地開発公社の清算結了時には、改めて当常任委員会へ報告させていただきたいと考えております。

以上、議案第 138 号「青森市土地開発公社の解散について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 138 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 5 号「国民健康保険税の子どもに係る均等割額減免制度の創設を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 令和元年 8 月 29 日付で東青社会保障推進協議会から提出されました請願第 5 号「国民健康保険税の子どもに係る均等割額減免制度の創設を求める請願」について、市の考え方を御説明申し上げます。

国民健康保険制度における所得の低い世帯に対する負担軽減対策といたしまして、子どもをも含む被保険者の人数が多いほど保険税軽減の対象になりやすくなるような仕組みが設けられており、今年度も昨年度に引き続き、地方税法に規定する被保険者均等割額、世帯別平等割額の法定軽減措置が拡充されている状況にあります。

また、国民健康保険税の減免の適用におきましては、地方税法により国民健康保険制度が負担と給付の公平性の観点により、被保険者全ての方に応分の保険税の負担を求めておりますことから、納税義務者の担税力が著しく低下したと認められた場合に限り行うべきとされております。

加えまして、国民健康保険制度は特別会計で賄われることが原則であります。したがって、減免に係る財源は他の被保険者に求めることとなり、保険税に影響が及ぶこととなりますことから、国民健康保険者といたしましては、請願項目である被保険者世帯の子どもに係る均等割額減免制度の創設は考えておりません。

ただ一方で、全国市長会では、子育て世代の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度を国及び全ての国会議員に要請しておりますことから、今後のあり方については、その動向に大きな関心をもって注視してまいることとしております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 まず、18 歳未満の被保険者の数を教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 まず 18 歳未満の子どもがいる世帯数ですけれども、2518 世帯で、子どもの加入者数は 4105 人、これは令和元年 9 月 1 日現在の数字であります。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 次に、40 歳未満の均等割の額を教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 被保険者均等割額ですが、基礎分につきましては2万40円、後期高齢者支援分といたしましては6360円であります。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 40歳未満と言ったのは、40歳以上から介護保険料がかかるので、基本的には今の均等割の状況でいけば、合わせて2万6400円が子どもにも乗っかっているということだと思います。

それで次ですけれども、さっき税務部長のほうから特別会計の中で運用していくべきだ、やるべきだというお話があったと思うんですけれども、これは必ずそうしなければいけないというわけではないですよ。その確認です。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 特別会計の考え方でありまして、先ほど申し上げましたとおり、原則として、特定の受益と特定の負担の関係を明らかにするために、特別会計を設けている場合は、そこで賄うというのが基本原則であります。ただ、それ以外として、法定の国庫からの繰入金ですとか、市、県からの繰入金というのはありますけれども、基本はそのようなものとなっております。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 さっき税務部長の説明の中で、応分の負担という言葉もあったと思うんです。この制度上でいけば、ゼロ歳から、まさに生まれたばかりの子どもも支えなきゃいけないというような仕組みになっているわけですよ。別に、必ず特別会計の中で回さなければいけないというわけでもないし、今、全国では25の自治体で何らかの子どもの均等割の減免を実施している例もあります。その多くは子育て支援という観点もあって、一般会計から繰り入れを行っているということもあります。

私は、やっぱり子育て支援を行っていくべきだと思うし、そもそも生まれたばかりの子どもから、いわゆる人頭税というような形で取るというのはおかしいと思うので、この請願は採択するべきだと思います。

最後に1点だけ確認したいんですけれども、国への国庫支出金をふやしてほしいというような働きかけは、市は独自で行っているんでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 先ほど御紹介申し上げましたとおり、全国市長会としては行っておりますが、市単独で厚生労働省にお願いしている事実というのはありません。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 あわせて、これは本気になってやるんだということで、国ももっと国庫支出金をふやせと推してやってほしいと思います。私は

これは採択するべきだと思います。以上です。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 赤平委員と同じ立場ですけれども、1人2万40円というお金がかかってくるわけでしょう。子どもがふえれば2万何ぼとふえていくと。3人いれば子どもだけでも6万円になるということですよね。子どもを産むと国保税が上がっていくという仕組みは、やっぱり見直していかないといけないものだと思いますよ。そうでなくても子どもの数が少ない、子どもをどうやってふやすんだということが大きな課題になっている中で、これに対してやりませんというだけで、そんな冷たい対応でいいのかということを感じます。

そういう意味でも、もちろんさまざまな面で子どもを育てやすい環境をつくっていかなければいけないと、その立場からこの請願を支持するということを言って発言とします。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。渡部委員。

○渡部伸広委員 先ほどの説明で、この子どもに係る均等割額減免制度を創設した場合の保険税に影響が及ぶというお話でしたけれども、実際幾らぐらいになるのか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 先ほど御答弁申し上げました基礎分と後期高齢者支援分の2万6400円でありますので、これを先ほどの4105人で乗じますと、約1億800万円ということになりますので、仮に――仮の話というのは失礼ですけれども、全額を減免をする場合には1億800万円の財源が新たに必要ということになるかと思えます。

○木戸喜美男委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 つまり、その1億800万円がほかの保険者の保険税に影響するということではないんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 おっしゃるとおりであります。

○木戸喜美男委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 国保税は、現在はただでさえ高い保険税を払っていると思うんですね。さらにそれがまた高くなるということになると、払えなくなる人がふえる可能性があるんじゃないかというおそれがあります。それで今、全国市長会でも国に要請しているというお話もありましたので、まずは国で手当をするのが第一、順当ではないかと思えます。ただでさえ、青森市の特別会計の中では大変厳しいとっておりますので、現段階では、私はこの請願を採択することには反対です。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長　なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、請願第5号についてお諮りいたします。

まず、請願第5号については、継続審査とすべきとの御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長　それでは、これより本請願について採決いたします。

請願第5号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長　起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)